

普代小学校いじめ防止基本方針 平成30年1月(改訂)

普代村立普代小学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、児童が安全・安心を確保するための基本となるものである。したがって、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない。」という強い認識に立つ必要がある。

この認識に立ち「いじめられている児童、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童」を徹底して守り通すという毅然とした態度を日常から示す必要がある。

このことを基本に据え、「いじめ防止対策推進法 第3条」に基づき下記の点に留意しながらいじめに対して取り組んでいかなければならない。

- (1) いじめにあった児童の心身に及ぼす影響などについて全ての児童に理解させること。
- (2) いじめ防止の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することを第一に考え関係機関と連絡をとりながらいじめ問題の克服をめざすこと。

2 いじめの定義

○キーワード

- ①一定の人的関係 ②心理的・物理的な影響を与える行為 ③心身の苦痛

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているもの。

○具体的ないじめの様態(例)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団の無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・物を壊されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

○いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」

状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止等のための組織

本校に設置している生徒指導委員会をいじめ防止等にむけて組織的かつ実効的な対応を行うための対策組織とする。生徒指導委員会は校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・教育相談担当等の関係教職員によって構成されている。この生徒指導委員会の中では、いじめの防止のための具体的な対策や問題への対応策について協議し方針を決定する。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識を有する外部人材の活用も検討する。

いじめに限らず生徒指導上の問題に気づいた時点で、生徒指導主事が必要に応じて随時開催するものとし、管理職（校長あるいは副校長）と関係職員のみで協議することができるものとする。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報をうけつける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(2) 校内研修

Q-Uを実施し児童の実態について把握する。その実態から課題をもつ児童について検討会を開催する。いじめに限らず生徒指導上課題を抱える児童についての事例研修会を開催する。

(3) いじめ防止

いじめを未然に防ぐためには学校教育活動全体を通して、「お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育て、生きることの素晴らしさや喜び」を児童に指導していくことが必要である。

① 学校全体として

- ア 「やさしいことば、温かいことば」を大切する。
- イ 「自分をほめることば」を意識的に使うような指導を行う。
- ウ 自分の頑張りを振り返る生活記録ノートを活用する。
- エ 縦割り活動を通しての異年齢児童との交流を行う。
- オ 教育活動全体を通して「人権」「命」について考えさせる機会をもつ。

② 学級経営等

- ア 周りの人の頑張りが良さを振り返る時間を設定する。
- イ 児童一人一人の出番を作る活動を行う。
- ウ 役割と責任を持たせた活動を行い、自己有用感を養う。
- エ 給食、遊び、清掃活動を通して児童とふれあう機会を確保する。

③ 各教科・体験活動

- ア 全ての児童が授業に参加し、授業場面で活躍できるような「学びあい」を大切に授業を行う。
- イ 規律正しい態度で授業に参加できるような工夫をする。
 - ・チャイムが鳴ったら着席する。
 - ・授業中の正しい姿勢の徹底。
 - ・発表の仕方や聞き方の指導。
- ウ 道徳を中心とした教育活動全体を通しての社会性や規範意識を備えた豊かな人間性の育成を目指す。
- エ 体験活動を効果的に取り入れる。
- オ 道徳の時間を活用しいじめに関する問題を取り上げるなどの指導を行う。
- カ 情報モラル教育の推進を図る。

4 いじめの早期発見

担任一人ではいじめの兆候を発見することは難しいという認識に立ち、全ての職員で児童一人ひとりを見ていくということを共通認識として持つことにする。その際に児童の雰囲気や感じたことなど確信が持てないことでも担任に伝えるというスタンスに立つことが大切である。担任は、得た情報について生徒指導主事に相談をしながら対処方法について協議する。その際に、臨時生徒指導委員会の実施の必要性について副校長と協議を行う。副校長からは、校長に対して連絡・報告・相談を行うが、必要に応じて生徒指導主事及び関係職員からの説明をもとめる。

また、日常的な見守り等のほかに定期的なアンケート調査の実施と教育相談の実施

により児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

【早期発見のための具体】

- ① 生徒指導個票による的確な引継ぎと情報整理
- ② いじめアンケートの実施と迅速な分析・調査・方針決定
- ③ 保護者への公表と情報提供依頼
- ④ Q-Uアンケートの実施と教員研修
- ⑤ 児童個別面談の実施
- ⑥ 生徒指導個票の整備と引継に必要な文書の整備
- ⑦ 取組評価アンケートの実施（内容は「いじめアンケート」と同様）
- ⑧ 普代村学校運営協議会への報告

学期	内容
1 学期	いじめアンケート実施・分析 教育相談・個別面談 Q-Uアンケート
2 学期	いじめアンケート実施・分析 教育相談・個別面談 Q-Uアンケート
3 学期	取組評価アンケート（いじめアンケート）実施・分析 普代村学校運営委員会への報告

5 いじめに対する措置

（1） 基本方針

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。（岩手県いじめ防止等のための基本的な方針H26年4月より）

（2） いじめる児童への対応（保護者と十分話し合い納得してもらう）

- ① 一定期間異なる場所で特別に学習等の指導計画を立て教員のもとで指導を行う。
- ② 継続して指導を行う。
- ③ 一定限度を超える場合は、出席停止措置を講じたり警察等への関係機関に協力を求めたりする。

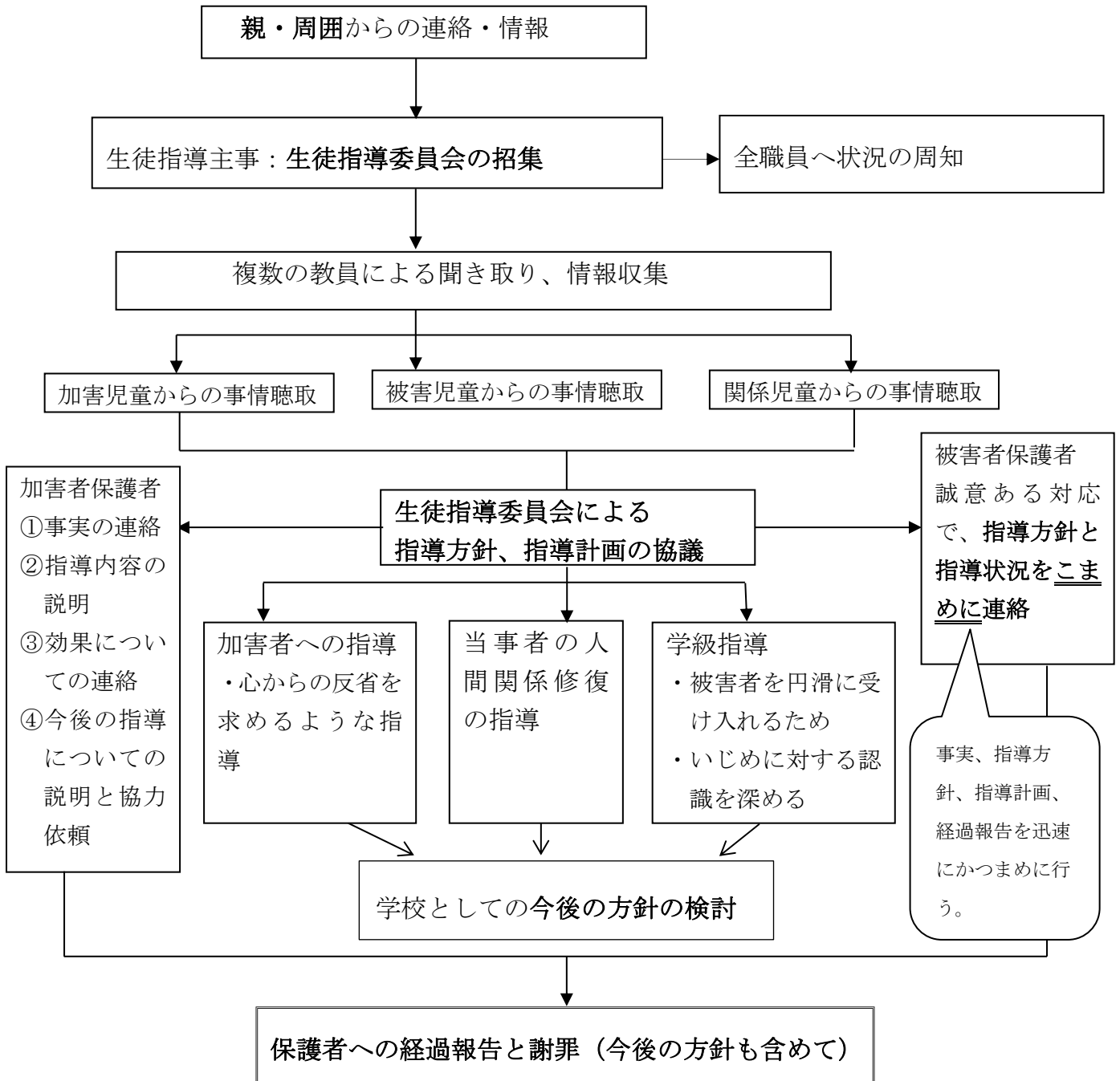
（3） いじめられている児童への対応（保護者と十分話し合い納得してもらう）

- ① 欠席を弾力的に認める。ただし、学習に支障がないように配慮する。
- ② グループ替え、座席替えを行う。
- ③ 必要に応じて指定校変更や区域外就学を認める。

(4) いじめ対応フローチャート

キーワード							
ア	迅速な対応	イ	誠意ある対応	ウ	明確な指導方針	エ	明確な指導計画
オ	被害児童と保護者に寄り添った対応	カ	加害者・被害者の人間関係の修復				
キ	再発防止						

フローチャート



(5) 重大事態に対するマニュアル

「事態①」が認められる場合には、「普代村教育委員会」が主体として調査を行う。また、「事態②」については、普代村教育委員会に報告後に調査主体を普代村教育委員会の判断により、学校あるいは、普代村教育委員会のいずれかにする。

【重大事態】

① いじめにより普代小学校に在籍する児童の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき

- ・児童が自殺をしようとした場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患（パニック障害、心因性ストレス障害など）を発症した場合



普代村教育委員会が調査

② 普代小学校に在籍する児童が、いじめにより年間30日以上あるいは1ヶ月7日以上の欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるとき。あるいは、いじめにより児童が一定期間、連続して欠席している場合。



調査主体は、原則学校であるが普代村教育委員会に報告後、内容によっては調査主体を教育委員会とすることもあり得る。

(6) 学校が主体となったときの重大事態における対応フローチャート

キーワード
 ア 迅速な対応 イ 誠意ある対応 ウ 明確な指導方針 エ 明確な指導計画
 オ 被害児童と保護者に寄り添った対応 カ 加害者・被害者の人間関係の修復
 キ 再発防止

フローチャート

